

麻 溝 地 区 防 災 計 画

目 次

I 総 則

第1章 地区防災計画の方針

- 1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 計画の構成及び組織編成・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 計画の修正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第2章 地区居住者等の役割

- 1 地区居住者の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 2 事業者の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 3 中高層共同住宅管理者等の役割・・・・・・・・4

第3章 地区の概要

- 1 自然的条件（特徴）・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 2 社会的条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 3 地区の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

第4章 防災アセスメント調査による地区被害想定

- 1 想定地震と条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 2 建物被害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 3 人的被害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

II 災害予防計画

第1章 災害に強い地区づくり

- 1 取組目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 2 自主防災隊等の育成支援・・・・・・・・・・・・7
- 3 自主防災隊等の編成と各班の役割・・・・・・・・7
- 4 出火防止及び初期消火対策・・・・・・・・12
- 5 災害危険の把握・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 6 中高層共同住宅等の災害対策・・・・・・・・12

第2章 災害に対する備え

- 1 取組目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 2 防災知識の普及・啓発・・・・・・・・・・・・13
- 3 災害に備えた各家庭での取組・・・・・・・・13
- 4 防災訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・14
- 5 災害時要援護者の把握、避難支援体制・・・・15

Ⅲ 応急対策計画（地震・風水害）

第1章 地区災害対策本部等の活動

1	麻溝地区災害対策本部の設置	16
2	地区本部の活動	16
3	災害時の動員・連絡体制	16
4	情報の収集・伝達	16
5	災害時における情報収集・伝達・避難等の流れ	17
6	地区本部の解散	18

第2章 応急対策活動

1	初期消火活動及び水防活動	19
2	救出・救護・搬送	20
3	避難誘導	21
4	災害時要援護者対策	22
5	住民の安否確認	24
6	在宅避難者の把握・支援	24
7	避難所運営	24
8	ボランティアの活動	27
9	他組織との連携	28

I 総 則

第1章 地区防災計画の方針

1 目 的

東日本大震災をはじめ、これまでの多くの災害の教訓からも、大規模災害の発災直後には、消防をはじめとする各行政機関など、「公助」による対応にも限界があるため、自らの身は自ら守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の考え方を基本に、発災時に市民や地域自らが対応できる体制をつくることが重要である。

このため、地域の特性に応じて、大地震や風水害など様々な災害の危険性を考慮しながら、地域における防災力を高めることを目的とする。

2 計画の構成及び組織編成

麻溝地区防災計画は、総則、災害予防計画、応急対策計画（地震・風水害）で構成する。麻溝地区防災計画を推進するため主体となる組織は、地域に密着した活動が不可欠なため、単位自治会ごとに組織されている単位自主防災隊とする。

なお、地区としての連絡体制や協力体制を確保し、災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、麻溝地区連合自治会を単位とした麻溝地区連合自主防災隊が統括する。

また、単位自主防災隊及び連合自主防災隊は、避難者等の情報把握及び被害情報の共有に努めるため、避難所運営協議会及び現地対策班等との連携を図るものとする。

（1）単位自主防災隊

災害時に備え、各班体制の整備を行うとともに、災害が発生した場合は、防災隊長（副隊長）がその指揮を行い、地区連合自主防災隊及び現地対策班と連携を図るものとする。

（2）地区連合自主防災隊

単位自主防災隊の活動状況を把握するとともに、防災専門員の意見を踏まえ、全体の統括を行い、災害が発生した場合は、避難所運営協議会や現地対策班を通じて、避難所の開設状況を把握し、必要な支援等を行う。

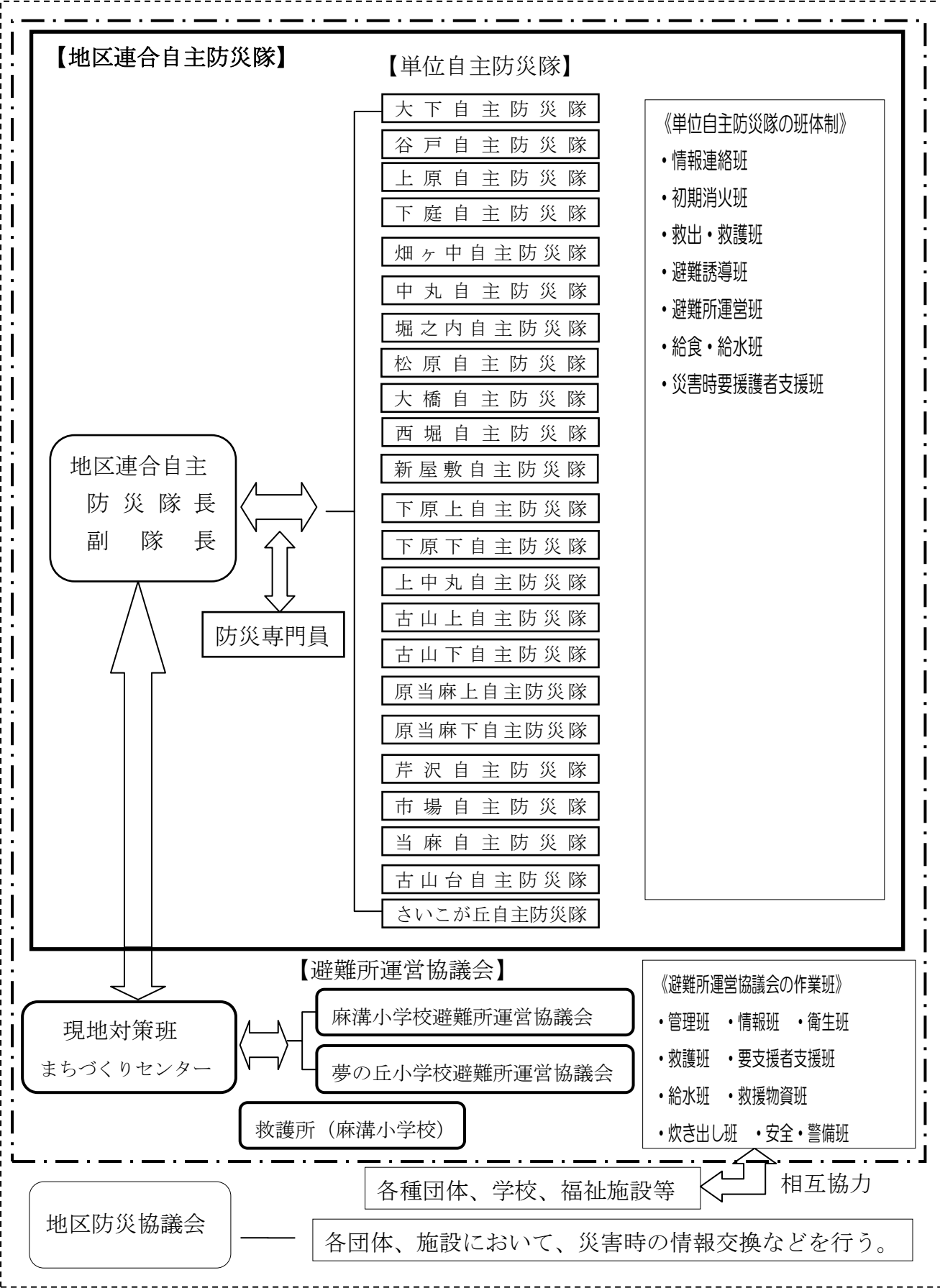
（3）避難所運営協議会

避難所運営協議会は、避難所開設時を想定した各作業班の担当委員を選任するとともに、災害が発生した場合は、会長が避難所運営の統括を行い、現地対策班、自主防災隊及び地区連合自主防災隊との連携を図るものとする。

（4）地区防災協議会

地区内の各団体等において、災害に関する情報交換などを行い、相互協力した対応を図る。

麻溝地区組織編成図



3 計画の修正

この計画は、修正が必要となった場合、次の手続きにより修正する。

※計画の修正（見直し）基本方針

- ① 計画内容に影響のない修正（誤字、脱字等や法令等の引用条文）については、まちづくり会議役員会の了解を得て修正し、まちづくり会議へ報告することとする。
- ② 計画内容に変更を伴う修正については、まちづくり会議役員会で選出した計画策定組織に準じた構成員により、検討・調整を行い、まちづくり会議へ付議（報告）をしたうえで修正することとする。

第2章 地区居住者等の役割

1 地区居住者の役割

- (1) 「自らの身は自ら守る(自助)」及び「自分たちのまちは自分たちで守る(共助)」という意識を持ち、防災訓練など地区の防災活動に積極的に参加し、各個人や自主防災隊等との防災行動力の向上に努め、災害に強い居住者と地区を形成する。
- (2) 常に災害に対する備えを怠らず、住居や所有若しくは使用する建造物等の安全性を確保するとともに、非常時に対する少なくとも最低3日分以上の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出し品の準備など「自助」の取組を実施する。
- (3) 災害時には、共助の視点の下、地区とりわけ近隣世帯が相互に協力して助け合い、情報の把握、出火の防止、初期消火、救出・救護、災害時要援護者の支援等に努めるとともに、避難するに当たっては、冷静かつ積極的に行動する。
また、過去の災害を教訓とし、災害時には自らの安否等の情報を発信する。
- (4) 自主防災隊の活動へ参加し、体制等の整備、教育訓練に協力するとともに、災害時には地区内で連携して各種活動を円滑に行えるよう「共助」の取組を実施する。
- (5) その他、市及び各防災関係機関の行う防災対策活動に協力する。

2 事業者の役割

- (1) 日頃から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保、従業員等の発災時の一斉帰宅抑制のための3日分以上の食料及び飲料水等の備蓄、初期消火、救出・救護等のための資機材の整備、従業員の安否確認及び従業員と家族の連絡手段の確保、さらに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努める。
- (2) 対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、地区住民及び自主防災組織等と連携して、地区における防災活動に参加するなど、地区の共助に取り組むよう努める。
- (3) 災害が発生した場合には、行政機関、地区住民及び自主防災組織等と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出・救護、避難誘導、帰宅困難者対策等を積極的に行うよう努める。

3 中高層共同住宅管理者等の役割

- (1) 日頃から、建物及び設備の耐震性の維持・確保に努める。
- (2) 地震等による電気、ガス、上下水道、エレベータ等の停止を想定した居住者の生活支援用設備及び、資機材の整備並びに共同住宅内の自主防災体制の整備に努める。
- (3) 周辺住民や自主防災組織等との連携強化に努める。
- (4) 災害時には、居住者等の防災活動を統括するとともに、中高層階居住者の生活支援対策を実施するよう努める。

第3章 地区の概要

1 自然的条件（特徴）

麻溝地区は、相模川や鳩川、姥川、八瀬川、道保川の河川と道保川緑地、相模川河岸段丘一体のみどり、その周辺に広がりを見せる農地など豊かな自然に恵まれており、当麻山無量光寺や八景の棚に代表される史跡・名勝の多く残るまちである。

地形は、相模川沿いの低地と2段の台地からなり、台地の境は段丘崖となっており、河川沿いに谷底平野が見られる。住宅地は中段に集中しており、低地は主に水田として利用されている場所が多い。

2 社会的条件

(1) 人口

麻溝地区の人口は、平成27年4月1日現在、17,395人となっている。年齢別では、年少人口(15歳未満)が15.2%、生産年齢人口(15歳以上65歳未満)が65.3%、高齢人口(65歳以上)が19.5%となっている。※住民基本台帳人口

(2) 交通

道路は、南北方向に国道129号、県道46号相模原茅ヶ崎、県道507号相武台相模原及び県道508号厚木城山が通り、東西方向に県道52号相模原町田、県道48号鍛冶谷相模原が通っている。

また、圏央道の相模原愛川インターチェンジの開通とともに、県道52号相模原町田の拡幅整備を含む周辺地区の土地区画整理事業が進められている。

鉄道では、JR相模線が県道46号相模原茅ヶ崎に沿って南北に通っており、地区内には原当麻駅と下溝駅がある。

なお、崖地や橋が多い地区であるため、崩落による道路の通行規制・寸断の可能性があると同時に、坂が多い地区であるため積雪や凍結による渋滞が予想される。

3 地区の現状

(1) 土砂災害の危険性

道保川・八瀬川及び当麻山無量光寺周辺に崖地があり、土砂災害の危険性について、土砂災害ハザードマップ等を用いて地区住民にさらに周知を図る必要がある。

(2) 浸水被害の危険性

鳩川、姥川合流地点や、八瀬川・相模川沿いの当麻地区に浸水被害を受けやすい場所(県道48号鍛冶谷相模原の国道129号のアンダーパス部分など)があるとともに、急坂が多く大雨等の影響による通行規制が行われる場所もあることから、浸水被害の危険性について、浸水(内水)ハザードマップ等を用いて地区住民にさらに周知を図る必要がある。

(3) 液状化の危険性

防災アセスメント調査(相模原市東部直下地震)の予測結果では、八瀬川沿いなど、地区内に液状化が発生する可能性が高い場所があり、地区住民にさらに周知を図る必要がある。

第4章 防災アセスメント調査による地区被害想定

1 想定地震と条件

想定地震と発生時刻等の条件は、次のとおりである。

想定地震	相模原市東部直下地震	本市の東部地域直下の地震 (M7.1)
	相模原市西部直下地震	本市の西部地域直下の地震 (M7.1)
	大正関東タイプ地震	相模トラフで発生する M8 クラスの海溝型地震
条件	季節・時刻	夏 12 時、冬 18 時、冬深夜 2 時の 3 ケース
	天候	晴れ、風速 3 m (本市の平均風速)

2 建物被害

麻溝地区での建物被害の想定は、次のとおりである。(冬 18 時) 単位：棟

想定地震	建物総数	全壊	焼失	大規模半壊	半壊
東部直下地震	6,135	200	26	11	621
西部直下地震	6,135	41	1	11	33
大正関東タイプ地震	6,135	68	0	11	393

3 人的被害

麻溝地区での人的被害の想定は、次のとおりである。 単位：人

	冬 2 時				冬 1 8 時	
	死者	閉込者	重傷者	軽傷者	避難者当日	避難者 1 週間後
東部直下地震	12	71	13	81	580	1,600
西部直下地震	2	16	3	39	186	936
大正関東 タイプ地震	5	23	5	46	236	1,041

II 災害予防計画

第1章 災害に強い地区づくり

1 取組目標

麻溝地区における大地震や風水害・雪害による被害等を最小限にとどめるため、地区の特性に応じた災害対策を促進し、「自分たちのまちは自分たちで守る」という自主的な組織体制を作り、地域住民が安心して暮らせるよう災害に強い地区づくりを推進する。

2 自主防災隊等の育成支援

- (1) 地区防災活動の推進を図り、自治会等を中心とした単位自主防災隊、避難所運営協議会及び地区連合組織として活動する地区連合自主防災隊の円滑な組織運営を推進する。
- (2) 単位自主防災隊の防災リーダーである防災部長及び、防災に精通した人材である防災専門員の活動を支援する。
- (3) 自主防災隊が災害時に有効に活動できるよう、組織の充実強化を図るための訓練等を支援する。

3 自主防災隊等の編成と各班の役割

災害の規模や活動の状況等に応じて円滑な防災活動を行えるよう、以下の基本的な役割に沿った組織編成とする。

(1) 単位自主防災隊

【自主防災隊長等の平常時・災害時の役割】

	平常時	災害時
自主防災隊長	<ul style="list-style-type: none">・地区連合自主防災隊との連絡調整・防災訓練等の計画、実施・組織内の情報伝達体制の整備・組織の指揮総括	<ul style="list-style-type: none">・地区連合自主防災隊との連絡調整・地域内の災害情報の収集伝達・災害活動の指示・被災者、要救護者、災害時要援護者への支援
副隊長	・自主防災隊長の補佐	
防災部長	<ul style="list-style-type: none">・地域の状況の把握・防災活動に係る各班への専門的、技術的指導・他の自主防災隊等との連絡体制の構築	<ul style="list-style-type: none">・地域の被害状況の把握・活動に対して具体的な指示を行い、組織的活動を誘導

【自主防災隊各班の平常時・災害時の役割】

各班	平常時	災害時
情報連絡班	啓発活動、情報伝達訓練及び連絡様式の準備等	被害状況等を情報収集し、地区連合自主防災隊を通じて、市の現地対策班に連絡するとともに、正しい情報を住民に伝達
初期消火班	消火技術の習得や消火器等の事前点検を行うとともに、地域の事業所が持つ自衛消防隊との連絡体制を構築	安全を確保しつつ、初期消火活動を行い、火災の拡大を防御
救出・救護班	救出方法、応急手当の方法、担架搬送の要領等の技術を習得	周囲の人の協力を求め、負傷者等の救出・救護活動を行うとともに、負傷者の応急手当を実施し、救護所へ搬送
避難誘導班	避難経路の安全チェック、危険要素のチェック	全員が安全に避難できるように避難誘導を行い、避難者の安全を確保
給食・給水班	炊き出し方法、給食の配分方法、給水方法を習得	給食・給水のルールを作り、秩序ある給食・給水活動を実施
避難所運営班	避難所運営本部の立ち上げ及び運営方法の訓練を実施	施設管理者や市職員と協力し、避難所を自主的に運営
災害時要援護者支援班	民生委員・児童委員等と連携し、要援護者の把握及び、支援方法を確立	民生委員・児童委員等や地域住民と協力し、要援護者の支援活動を実施

(2) 地区連合自主防災隊

【地区連合自主防災隊長等の平常時・災害時の役割】

	平常時	災害時
地区連合自主 防災隊長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地対策班等との連絡調整 ・ 地区防災訓練等の計画、実施 ・ 地区連合自主防災隊相互の連絡協力体制づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内の災害情報の収集伝達 ・ 現地対策班等との連絡調整 ・ 災害活動に対する支援協力
副隊長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区連合自主防災隊長の補佐 	
防災専門員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区防災訓練等の計画、実施に係る指導及び助言 ・ 防災活動に係る専門的、技術的指導及び助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害活動に対する支援協力 ・ 防災活動に係る専門的、技術的な指示を行い、組織的活動を誘導

【地区連合自主防災隊の平常時・災害時の役割】

平常時	災害時
<p>地区連合自主防災隊長や防災専門員は、協力・連携し、情報の収集・伝達訓練、避難誘導訓練、避難所運営訓練、炊き出し等給食・給水訓練、災害時要援護者支援訓練など、単位自主防災隊を超えた地区防災訓練・イベント等の計画・実施を行う。</p> <p>地区連合自主防災隊長や防災専門員は、現地対策班や単位自主防災隊の活動内容を踏まえ、防災関連情報等の連絡や防災訓練等に関する調整などを行う。</p>	<p>地区連合自主防災隊長や防災専門員など、事前に決められた人員により、麻溝まちづくりセンターに本部を設置し、現地対策班とともに、情報の取りまとめ・伝達活動を行う。</p> <p>単位自主防災隊や、現地対策班を通じ避難所運営協議会との連絡・調整を行うとともに、緊急に支援を必要とする地域に集中的な対応を行うなど、単位自主防災隊を超えた効果的な災害対応を行う。</p>

(3) 避難所運営協議会

【避難所運営協議会の各班の平常時・災害時の役割】

班	平常時	災害時
管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営方法の検討 ・生活ルールの作成 ・検討及びルールに基づいた訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の居住区画の設定 ・避難所の共有区画の整理
情報班		<ul style="list-style-type: none"> ・避難者名簿の作成 ・避難者への情報提供、現地対策班との連絡調整
衛生班		<ul style="list-style-type: none"> ・既設トイレの管理、仮設トイレの設置や管理 ・ごみや資源の集積場の設置 ・ペット同行者への対応
救護班		<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の救護 ・救護所への搬送
要援護者支援班		<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等への対応 ・在宅の要援護者に対する物資や情報の提供
給水班		<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水や生活水の確保 ・応急給水の要請
救援物資班		<ul style="list-style-type: none"> ・生活必需品の管理、受入れ ・居住区画単位への配布、必要数量の要請
炊き出し班		<ul style="list-style-type: none"> ・食料の管理、受入れ ・炊き出しの実施
安全・警備班		<ul style="list-style-type: none"> ・安全管理 ・夜間の巡回警備

(4) 自主防災隊等の連携

単位自主防災隊、地区連合自主防災隊、避難所運営協議会及び現地対策班等は、災害時における麻溝地区全体の防災対策をさらに向上させるため、平常時から情報交換の機会を定期的に設けるなど連携を図るものとする。

また、総合的な防災対策に取り組むため、平常時から組織図の確認や防災訓練を行うなど、連携体制の強化を図るものとする。

(5) 地区の防災組織の期別活動モデル

<麻溝地区の期別活動モデル>

	時間の経過	被害の状況等	地域の防災組織の主な活動内容	活動内容
平常時			<ul style="list-style-type: none"> ・組織の充実 ・地域の状況把握 ・関連情報の提供、住民の意識啓発 ・防災訓練の実施 ・防災資機材等の整備 ・災害時要援護者の把握 ・他の自主防災隊等防災関係組織との連携 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 組織の充実、備えの充実を図り、災害時の対応能力を高める </div>
災害時	初動期 ↓	災害発生 <ul style="list-style-type: none"> ・火災の発生、家屋の倒壊、土砂災害 ・人的被害の発生 ・ライフラインへの被害、交通のマヒ ・避難開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火 ・負傷者等の救出、救助 ・医療、救護活動 ・避難者の誘導 ・災害時要援護者への支援 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 自身の安全を確保 </div>
	緊急期 ↓	数時間後 <ul style="list-style-type: none"> ・延焼の拡大 ・ライフライン等の応急復旧作業の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 ・避難所の運営・支援 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 近隣の安全を確保するための活動を率先して行う </div>
害時	72時間程度 ↓	救援期 <ul style="list-style-type: none"> ・火災の鎮火 ・被害の鎮静化 ・ライフライン等の一部復旧～全面復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ・正確な情報の収集と提供 ・避難所の管理運営 ・食料、飲料水等の支給 ・災害時要援護者への支援 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 地域の被災者の自立を支援するための活動を組織的に行う </div>
	1週間程度	復旧期 <ul style="list-style-type: none"> ・長期避難対策の実施 ・各種機能の回復作業の実施 ・応急仮設住宅の供給手続きの開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の管理運営 <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営本部の解散 	

4 出火防止及び初期消火対策

(1) 出火防止

大地震時等においては、各所に同時多発的な出火が考えられ、強風、夜間といった条件が加わると一層火災の拡大が懸念されることから、出火防止の徹底を図るため、各家庭において、次の事項に重点を置いて点検整備を行う。

- ① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓
- ② 可燃性危険物品等の点検
- ③ 消火器等の消火資機材の整備
- ④ 感震ブレーカーや住宅用火災警報器の設置
- ⑤ その他建物等の危険箇所の把握

(2) 初期消火活動

大地震発生時等には、火災の同時多発、消防車の通行不能、消火栓の使用不能等により、消防機関の活動は通常の火災の場合よりも大幅に制限されることから、すべての住民が自宅や隣近所等の身近な場所で初期消火活動を実践し、火災の拡大を防御することが重要であるため、安全を確保しつつ、迅速に初期消火活動を行い、火災の拡大を防御する。

5 災害危険の把握

災害予防に資するため、地区連合自主防災隊は現地対策班等と連携し、次のとおり地区の防災に関する事項の把握を行うとともに、それらを記載した防災マップの作成等に努めるなど、地区内における防災情報の有効活用を図る。

(1) 把握事項は、次のとおりとする。

- ① 危険地域、地区の防災施設・設備、空き家等
- ② 過去の災害履歴、災害に関する伝承

(2) 把握の主な方法は、次のとおりとする。

- ① 麻溝地区防災ガイド
- ② 相模原市防災アセスメント調査
- ③ 相模原市地区別防災カルテ
- ④ 相模原市ハザードマップ（洪水・土砂）
- ⑤ 地区の実態調査

6 中高層共同住宅等の災害対策

中高層共同住宅の管理者は、敷地・建物内に防災備蓄スペース、防災対応トイレなど、ライフラインが復旧するまでの間、居住者が自立生活できるための震災対策用設備等を確保するよう努める。

また、必要に応じ、火災対策として、感震ブレーカー等の設置に努める。

第2章 災害に対する備え

1 取組目標

日頃から災害に対する十分な備えを行うとともに、発災直後の迅速かつ効果的な対応を図ることで被害を軽減する。

2 防災知識の普及・啓発

地区連合自主防災隊は、現地対策班等と連携を図り、地区住民の防災意識の高揚を図るため、次のとおり防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項は、次のとおりとする。

- ① 防災組織及び防災計画に関すること。
- ② 地震、火災、水災、雪害等についての知識に関すること。
- ③ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- ④ 地震発災後72時間における活動の重要性に関すること。
- ⑤ 食料等を3日以上確保することの重要性に関すること。
- ⑥ 住宅の安全対策に関すること（耐震化、感震ブレーカー、家具の固定等）。
- ⑦ ブロック塀の安全対策に関すること。
- ⑧ 災害に備えるための保険制度等の普及に関すること。
- ⑨ その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法は、次のとおりとする。

- ① パンフレット、リーフレット、チラシ等の配布
- ② 講演会等の開催
- ③ パネル等の展示
- ④ 防災マップ等の作成

(3) 実施時期

火災予防運動期間、市防災週間等の防災関係諸行事の行われる時期に実施するほか、各種イベント等の機会において随時実施する。

3 災害に備えた各家庭での取組

各家庭は、日頃から家族全員で防災会議を開き、地震災害を想定して、わが家の安全対策や避難の方法・緊急連絡手段等の取り決めなどの話し合いを行う。

また、非常持ち出し品や防災用具の点検・補充を随時実施する。

4 防災訓練の実施

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、災害時要援護者対策等が迅速かつ適切に行えるよう、次のような防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種類

訓練方法は、個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練等とする。

(2) 個別訓練の種類

ア 単位自主防災隊は、次の訓練を実施する。

- ① 情報収集・伝達訓練
- ② 消火訓練
- ③ 避難訓練
- ④ 救出・救護訓練
- ⑤ 給食・給水訓練
- ⑥ 図上訓練（D I G、クロスロード）

イ 避難所運営協議会は次の訓練等を実施する。

- ① 避難所運営訓練
- ② 図上訓練（HUG）

(3) 総合訓練

連合自主防災隊は、個別訓練を総合的に行うものとする。

(4) 体験イベント型訓練

連合自主防災隊は、住民の災害対応能力を高めるため、誰もが参加しやすい体験イベント型訓練を行う。

(5) 図上訓練（D I G、クロスロード、HUG）

連合自主防災隊は、実際の災害活動に備えるため、図上訓練を行うものとする。

(6) 訓練実施計画

訓練実施者は、訓練の実施に際し、その目的、実施内容等を記載した訓練実施計画を作成する。

(7) 訓練の時期回数

総合訓練にあっては年1回以上、個別訓練にあっては随時実施する。

5 災害時要援護者の把握、避難支援体制

災害が発生した場合に、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者などに対する適切な応急対応及び救援活動を行うため、各地域の特性や実情を考慮し、日頃から地区のコミュニティの形成や社会福祉活動に積極的に取り組み、災害時に備える。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への避難支援体制づくりについては、市が作成した「災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考にするなど、地域の実情にあった方法にて取り組むこととする。

(1) 災害時要援護者名簿等の作成・更新

単位自主防災隊や民生委員・児童委員等（以下「支援組織」という。）は、災害時に避難状況を把握するため、災害時要援護者名簿等を作成し、年1回程度ごとに更新する。

(2) 災害時要援護者に対する支援の仕組みづくり

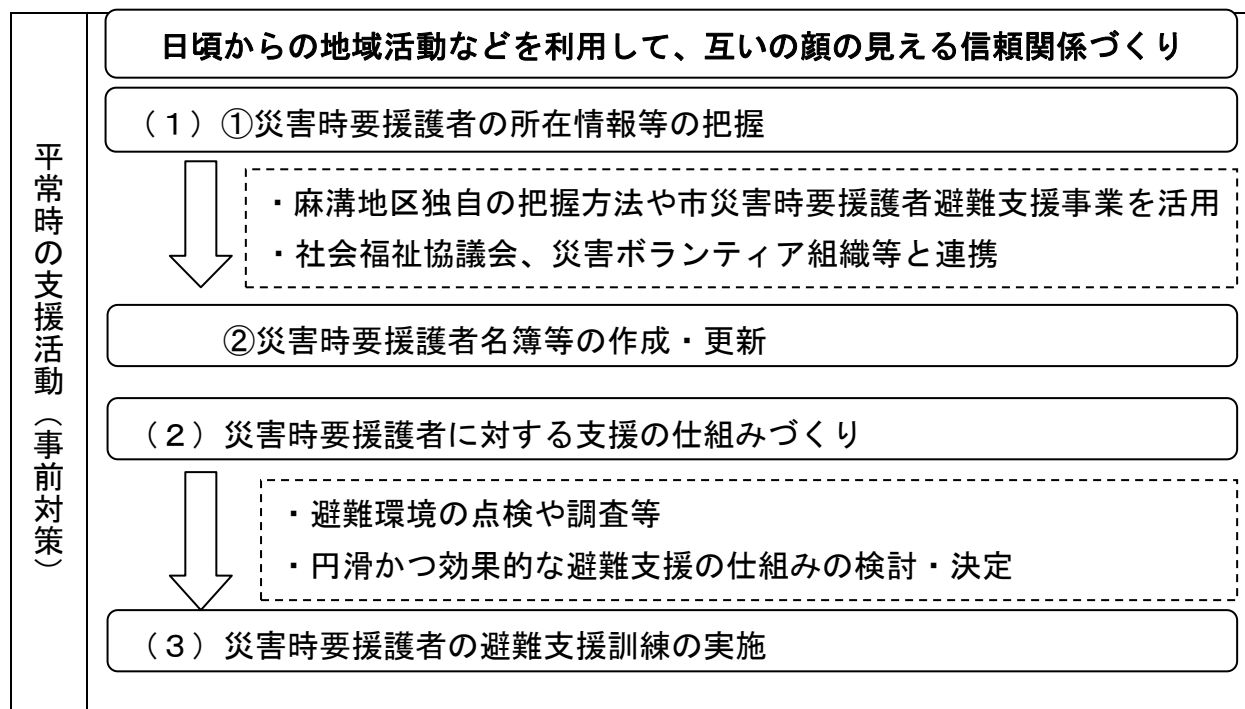
支援組織は、災害時要援護者に対する円滑かつ効果的な避難支援の仕組み（情報伝達・安否確認・避難支援等の方法）を検討し決定する。

(3) 災害時要援護者の避難支援訓練の実施

支援組織は、決定した避難支援の仕組みに基づき、単位自主防災隊が行う防災訓練等の機会に合わせ、要援護者自身の参加を得た避難支援訓練を実施するよう努める。

※ 災害時要援護者の把握方法について

災害時要援護者の把握方法については、地域ぐるみによる把握のほか、市と各自治会とが協定を締結し、市から災害時要援護者名簿の提供を受ける方法と、麻溝地区独自の取り組みとして、民生委員が把握する情報を活用した名簿作成の方法がある。



Ⅲ 応急対策計画(地震・風水害)

第1章 地区災害対策本部等の活動

1 麻溝地区災害対策本部の設置

(1) 本部の構成

麻溝地区災害対策本部（以下「地区本部」という。）は、麻溝地区連合自主防災隊で構成し、麻溝地区連合自主防災隊長が総括する。

(2) 地区本部の設置

地区本部は、相模原市で「震度5強」以上の地震が観測された場合、または東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合、もしくは特別警報（大雨・暴風・暴風雪・大雪）が発表された場合や、地区に甚大な災害被害が想定される場合、その他、麻溝地区連合自主防災隊長が必要であると認めた場合（市の本部体制が整った後）に招集し、現地対策班と調整のうえ、麻溝まちづくりセンター事務室内に地区本部を設置する。

① 相模原市で「震度5強」以上の地震が観測された場合	自動参集
② 東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合	
③ 特別警報（大雨・暴風・暴風雪・大雪）が発表された場合	
④ 隊長が必要であると認めた場合（市の本部体制が整った後）	隊長が招集

2 地区本部の活動

地区本部は、麻溝地区内の被害情報等の収集及び災害時要援護者の避難支援を行うとともに、地区の状況について現地対策班に報告する。

また、避難所運営協議会や現地対策班との連絡・調整を行う。

3 災害時の動員・連絡体制

地区本部は、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、状況により動員が必要と認められるときは、各単位自主防災隊等に対して動員の依頼を行う。

4 情報の収集・伝達

地区本部は、被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な防災・応急措置を行うため、次の方法により、情報の収集・伝達を行う。

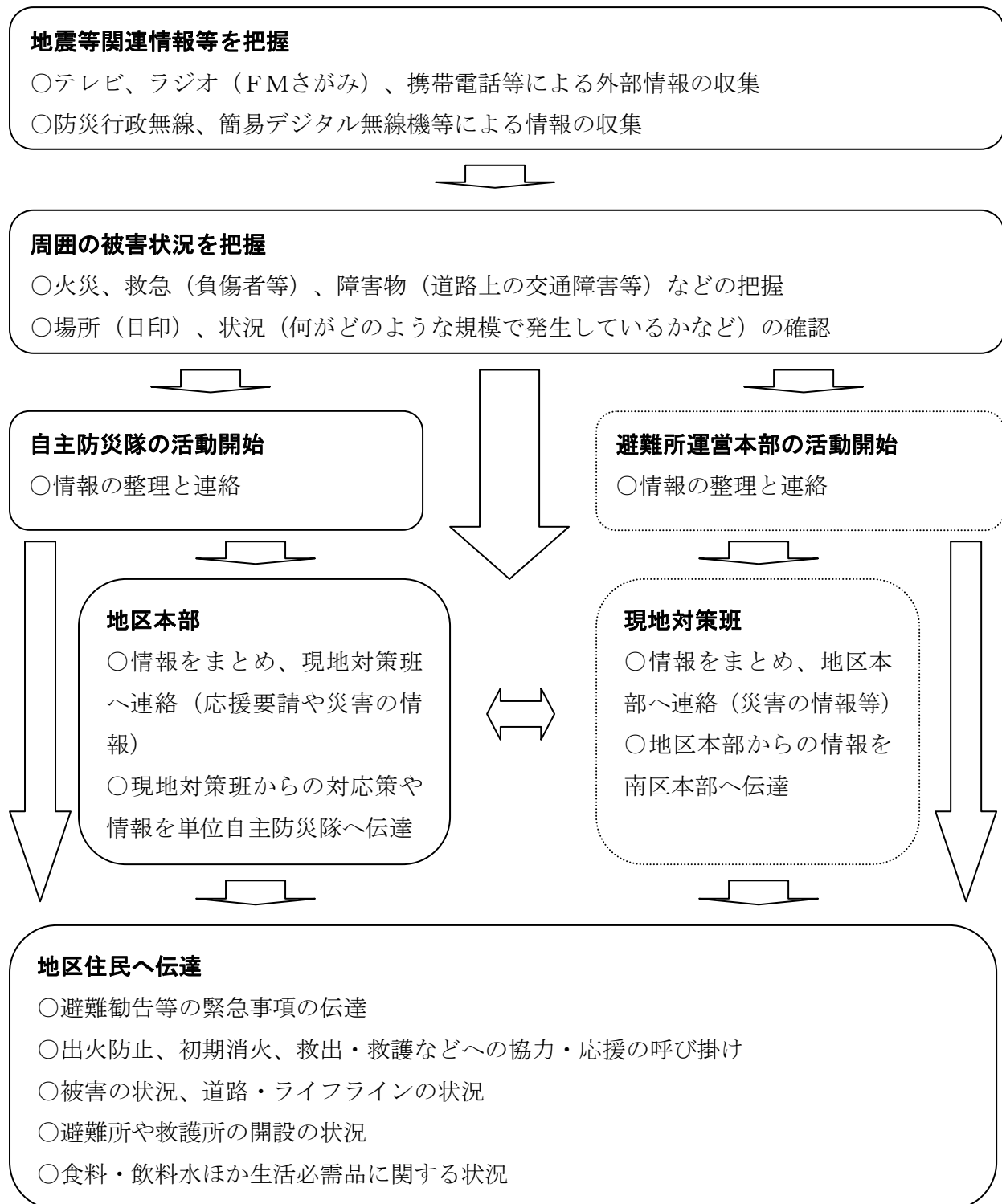
- ・情報の収集・伝達は、テレビ、ラジオ、各種電話、防災行政無線（ひばり放送）、簡易デジタル無線機、FAX、インターネット、伝令等による。

※ 麻溝地区連合自主防災隊では、麻溝地区の現地対策班が設置される麻溝まちづくりセンターと各自主防災隊を結ぶ、簡易デジタル無線機を配備済み。

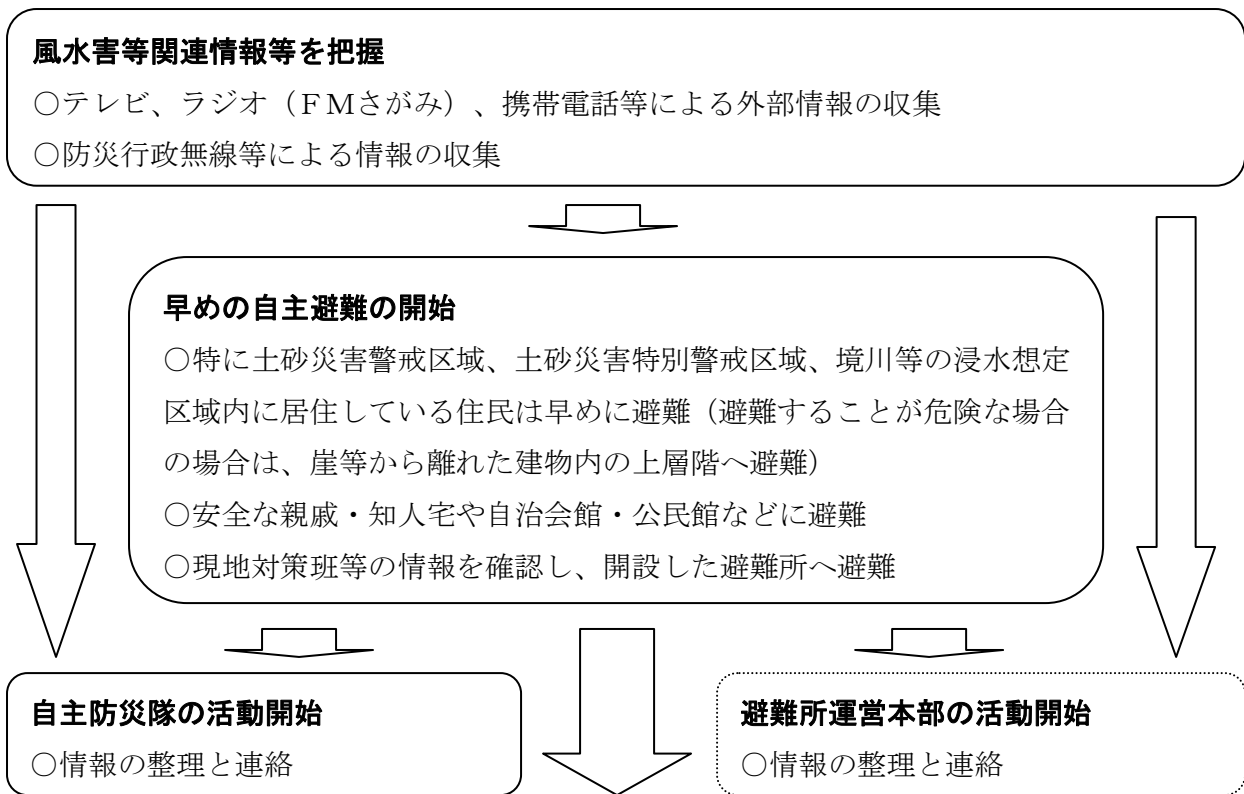
- ・情報収集・伝達方法は、簡潔明瞭なものとし、「いつ、どこで、なにが、（だれが）、どうして、どのように」等の要領で行う。

5 災害時における情報収集・伝達・避難等の流れ

(1) 地震の場合



(2) 風水害等の場合



※ 以下は、地震の場合と基本的に同じ動き

【市が発表する避難に関する情報】

種類	行動内容
避難準備情報	「避難に時間が必要な人」や「避難に際して介助が必要な人」は、家族や隣近所の人と協力して避難行動を開始する。 それ以外の人、家族との連絡や非常持ち出し品の確認など、避難行動の準備を行う。
避難勧告	あらかじめ決めておいた避難場所へ、避難行動を開始する。
避難指示	非常に危険な状況のため、避難をしていない人は、できるだけ安全な経路で大至急避難する。 避難場所へ避難することが困難な場合は、鉄筋コンクリート等堅固な建物の2階以上の斜面から離れた部屋に避難するなど、生命を守るための行動を行う。

6 地区本部の解散

地震、風水害等による災害発生のおそれなくなった場合、東海地震予知情報及び警戒宣言が解除された場合、もしくは風水害等で特別警報（大雨・暴風・暴風雪・大雪）が解除され、応急対策が概ね終了したと認められる場合には、地区本部を解散する。

第2章 応急対策活動

1 初期消火活動及び水防活動

(1) 初期消火等活動

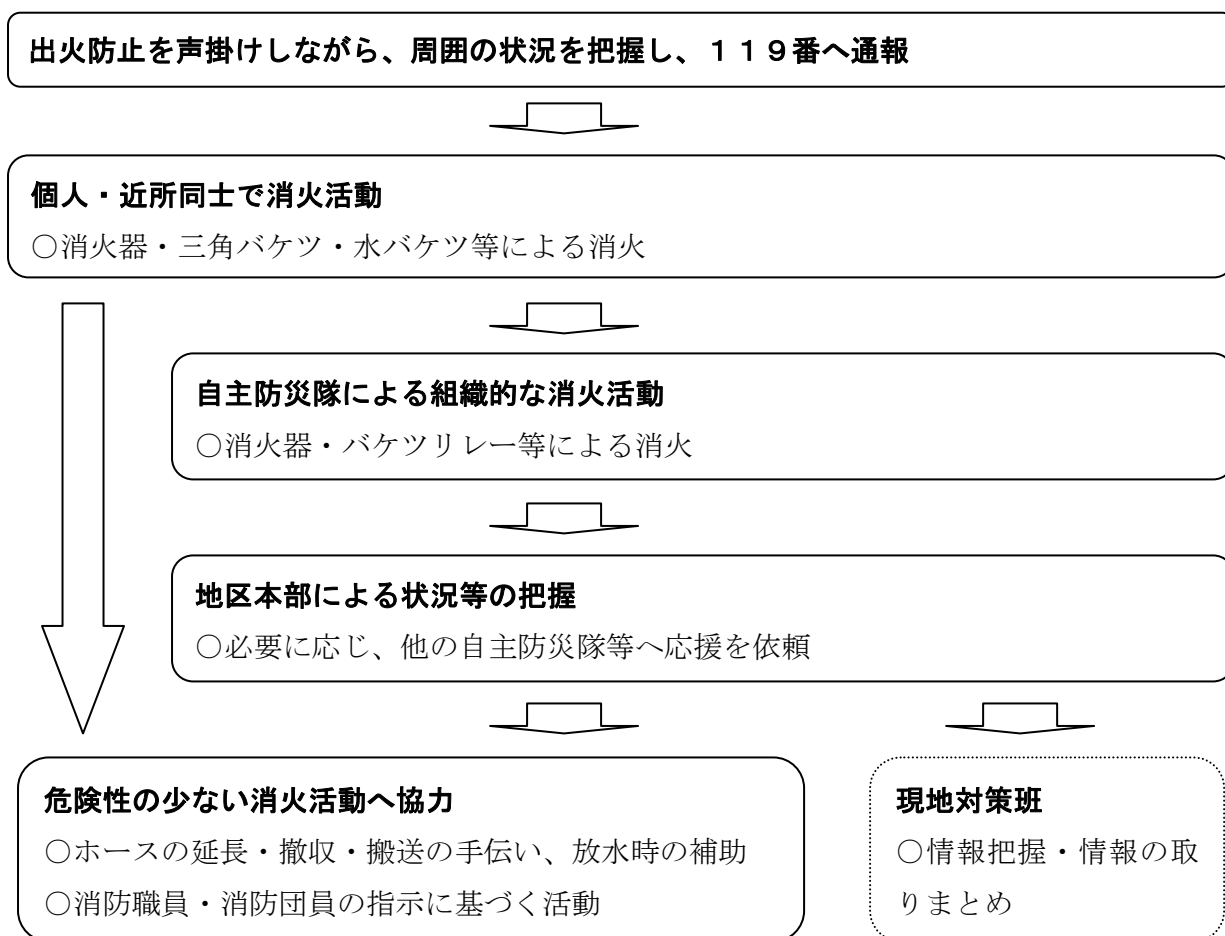
発災後、初期段階においては、地区住民及び自主防災隊等は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

なお、火災に際しては初期消火が特に重要になるため、自主防災隊等は各家庭に対して、火の元の始末など出火防止のための措置を講じるように呼び掛けるとともに、地区住民は、火災が発生した場合、消火器、水バケツ等を活用し、近所同士が協力して初期消火に努めるものとする。

(2) 水防活動

自主防災隊は、風水害時、雨量の増加による浸水（内水）や河川水位が堤防高近くになった場合には、浸水（内水）被害や堤防被害を防ぐため、消防団等に協力し、土のう積み等を行う。

(3) 初期消火活動の流れ



2 救出・救護・搬送

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を必要とする者が生じたときは、直ちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は、救出・救護活動に積極的に協力する。 ※麻溝地区では、各自主防災隊へ救助工具セット、簡易担架を配備済み。

(2) 救出・救護活動における救命処置

救出・救護活動は、救命処置を必要とする者を優先して行う。

傷病者の救急搬送は、救命・救急処置を必要とする者を優先して、救護所に搬送し、その他の傷病者は、消防団員等の協力を得て、自主的な応急手当を行う。

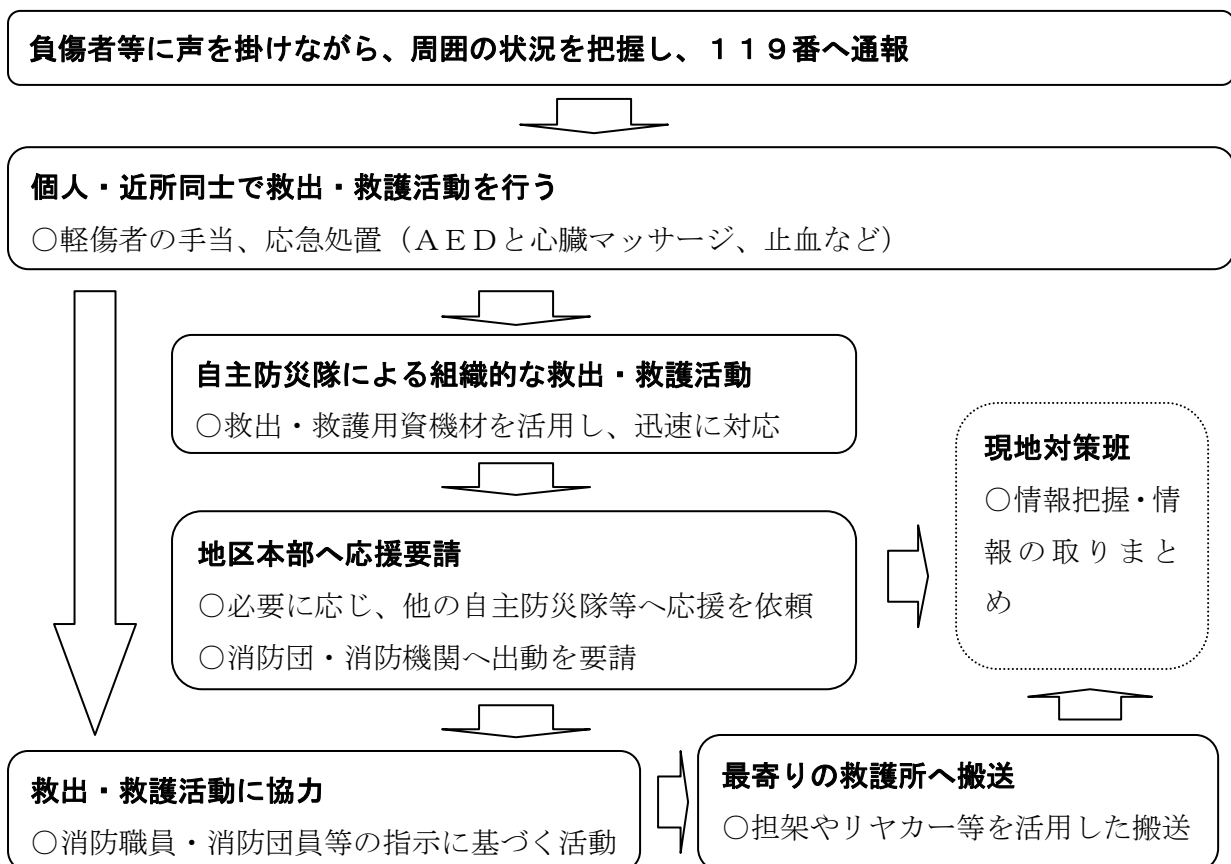
(3) 救護所等への搬送

負傷者が医師の手当を必要とするときは、救護所（麻溝小学校）、拠点救護所（相模原南メディカルセンター）に搬送する。

(4) 医療機関等への連絡

救出・救護班は、消防機関による救出・救護が必要であると認めるときは、119番通報し、救急搬送等の出動を要請する。

(5) 救出・救護・搬送活動の流れ



3 避難誘導

災害が発生し、または発生のおそれがあり、人命に危険が生じ、または生じるおそれがあるときは、区域内にいる全ての人に対して、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

単位自主防災隊長は、市長から避難指示、勧告等が出たとき、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。また、地区連合自主防災隊長・単位自主防災隊長が避難の必要があると認めたときは、隊長は南区本部及び現地対策班と協議の上、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

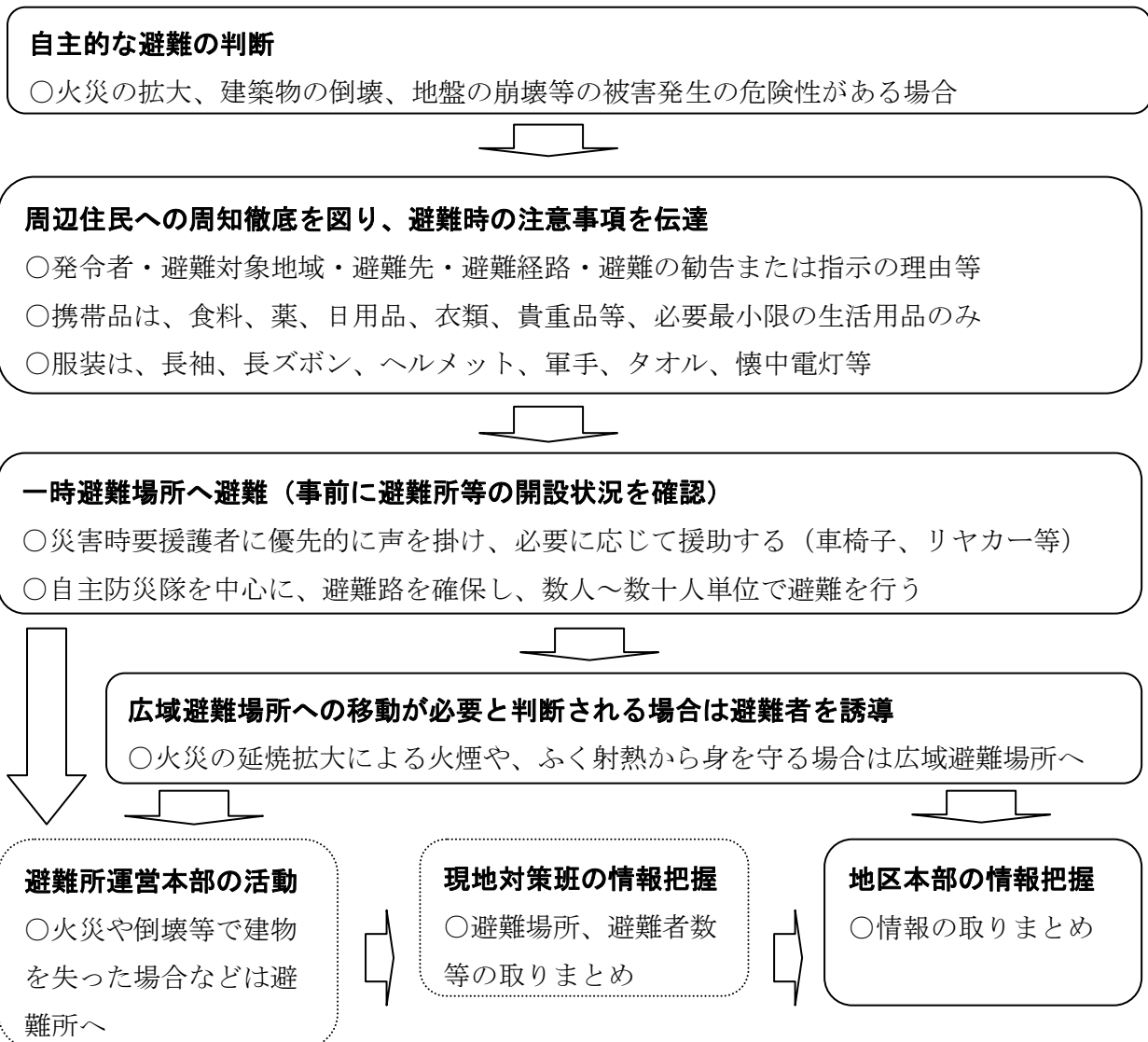
(2) 避難誘導

避難誘導班員は、隊長等の避難誘導開始の指示を受けたときは、適切な避難経路により、住民を避難場所に誘導する。

(3) 避難者の安全確保

避難者の安全を最優先とし、特に災害時要援護者に配慮しながら、安全な装備で避難誘導を行う。

(4) 避難誘導活動の流れ



4 災害時要援護者対策

災害時において、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者など、災害時要援護者に対して、地区住民及び関係機関等の協力を得て、効果的な応急対策を総合的かつ優先的に行うものとする。

なお、地区内における単位自主防災隊などを中心とした災害時要援護者への支援活動については、「災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考にするなど地域の実情にあった方法で行うものとする。

(1) 災害発生時の情報収集

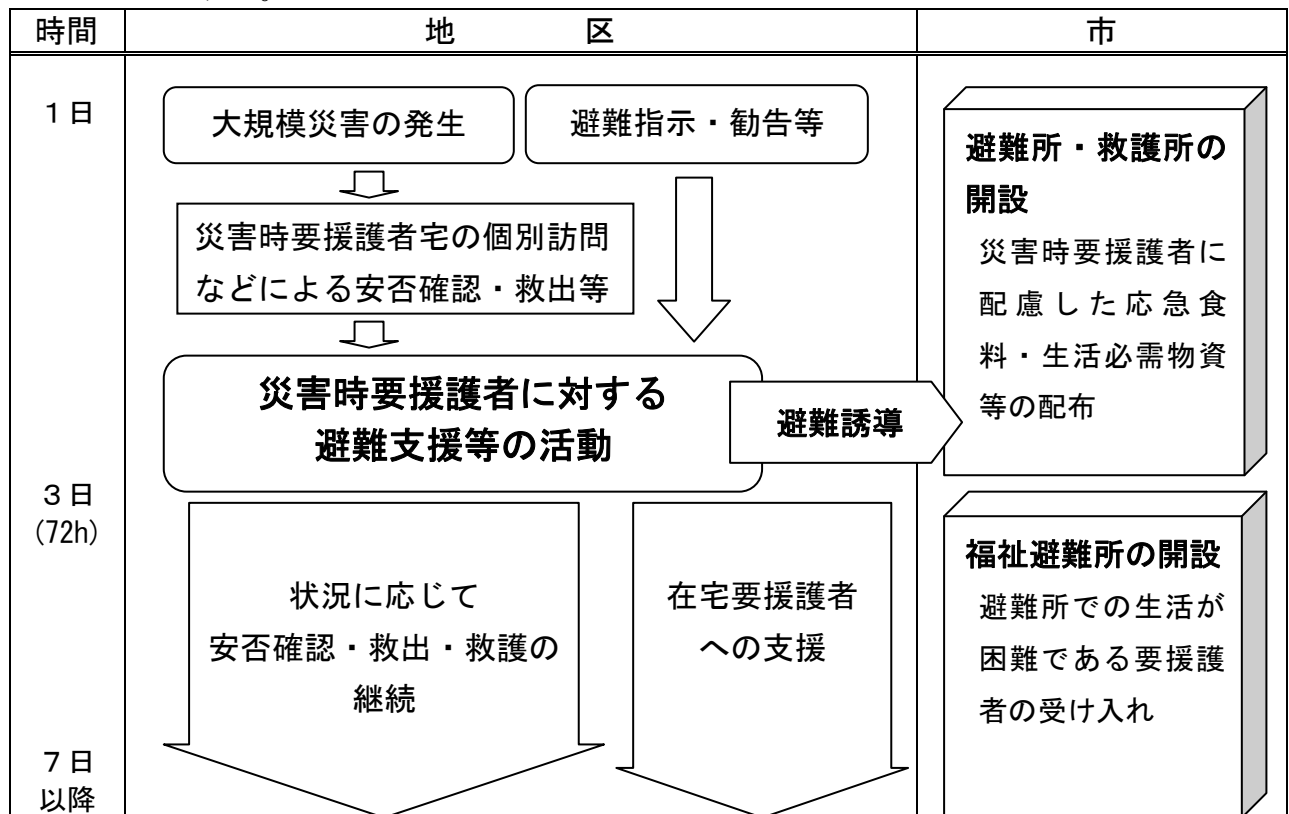
大規模災害が発生した場合、支援組織は安全が確保される範囲内において、支援台帳等をもとに災害時要援護者宅の個別訪問など、主体的に安否確認を行い、地区内支援組織間での情報を共有するとともに、地区本部に報告する。

(2) 災害発生時の避難支援活動

災害発生後概ね3日間を目途に、災害時要援護者の安否確認や避難支援等の支援活動を積極的に行うこととする。

(3) 避難誘導の方法等

発災後の避難誘導方法及び災害時要援護者別状況の対応については、「災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考にするなど地域の実情にあった方法で行うこととし、避難場所等については、安全を確認のうえ、指定された場所等へ速やかに誘導することとする。



(4) 災害時要援護者支援活動の流れ

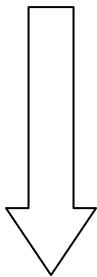
災害時要援護者が在宅する家屋等を巡回し、安否を確認

- 高齢者については、民生委員・児童委員等と協力し、所在情報をもとに主体的に確認を行う
- 身体・知的障害者については、民生委員・児童委員や関係団体等の協力を得て、戸別訪問、電話等により確認
- 保護者と離れた乳幼児等については、災害時要援護者支援班を中心に支援する



救出・救護、避難誘導の実施

- 単位自主防災隊、民生委員・児童委員等との連携により、主体的に救出活動を行い、避難所への誘導、援助を実施

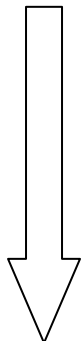


地区本部及び現地対策班に被災状況、応援要請を連絡

- 情報を取りまとめて、現地対策班へ連絡する
- 必要に応じ、他の単位自主防災隊へ応援出動を依頼する

避難所運営本部において避難所の環境を整備

- 特別な援護が必要な災害時要援護者を把握
- 必要な情報を適切な方法で提供（音声、文字、手話等）
- 緊急物資等は優先的に提供
- 在宅の災害時要援護者へ支援



現地対策班の情報把握

- 情報を取りまとめて、地区本部へ連絡する

地区本部の情報把握

- 避難生活の状況や必要な支援等を取りまとめる

必要に応じて福祉避難所へ搬送

- 地区内のボランティアなどを活用し、福祉避難所へ災害時要援護者を搬送

5 住民の安否確認

地区内の自主防災隊は、民生委員・児童委員等と協力し、地区住民の安否確認の情報収集を行い、必要に応じて救出・救護班、避難誘導班等により、安全が確保される範囲内において現地確認を行い、地区住民の安否確認の情報収集を行う。

また、収集された情報については、適時、地区本部に報告を行い、報告を受けた地区本部は、適時、現地対策班に報告する。

6 在宅避難者の把握・支援

地区内の自主防災隊等は、在宅避難者の情報収集を行うとともに、随時、現地等での情報収集を行い、必要に応じて、避難所運営本部及び地区本部と協力して在宅避難者への支援を行う。

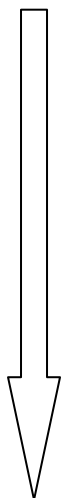
7 避難所運営

避難所運営本部を立ち上げ、「避難所運営マニュアル」に基づき、避難者全員で協力し合い、避難所の生活の運営を行うこととする。

(1) 避難所運営活動の流れ

避難所運営本部の立ち上げ

- 避難所担当市職員の避難所開設への協力
- 避難所運営協議会の活動開始
- 作業班の編成（管理班、情報班、救護班、要援護者支援班、給水班、救援物資班、炊き出し班、安全・警備班等）
- ボランティア等との連携

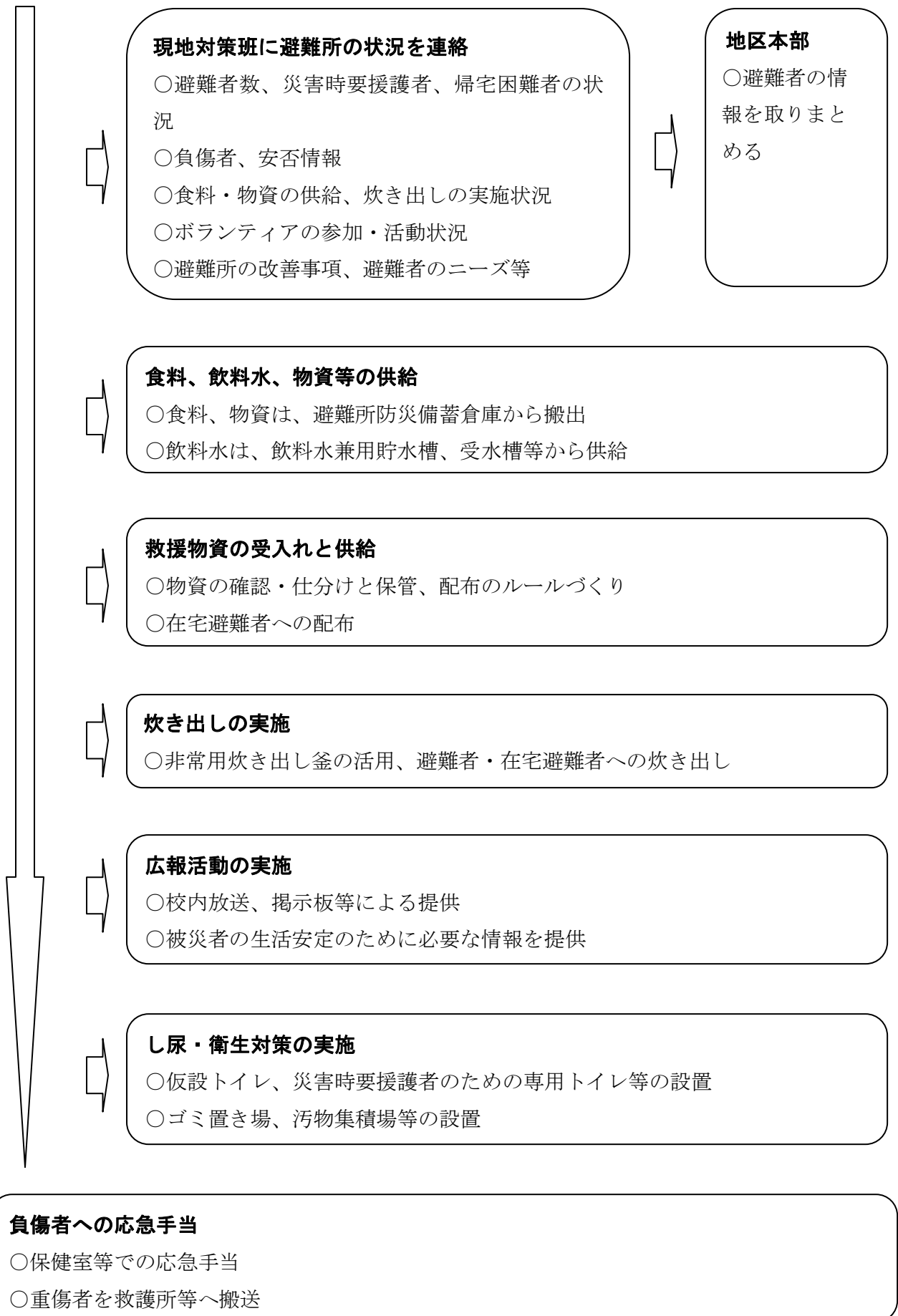


避難者の把握

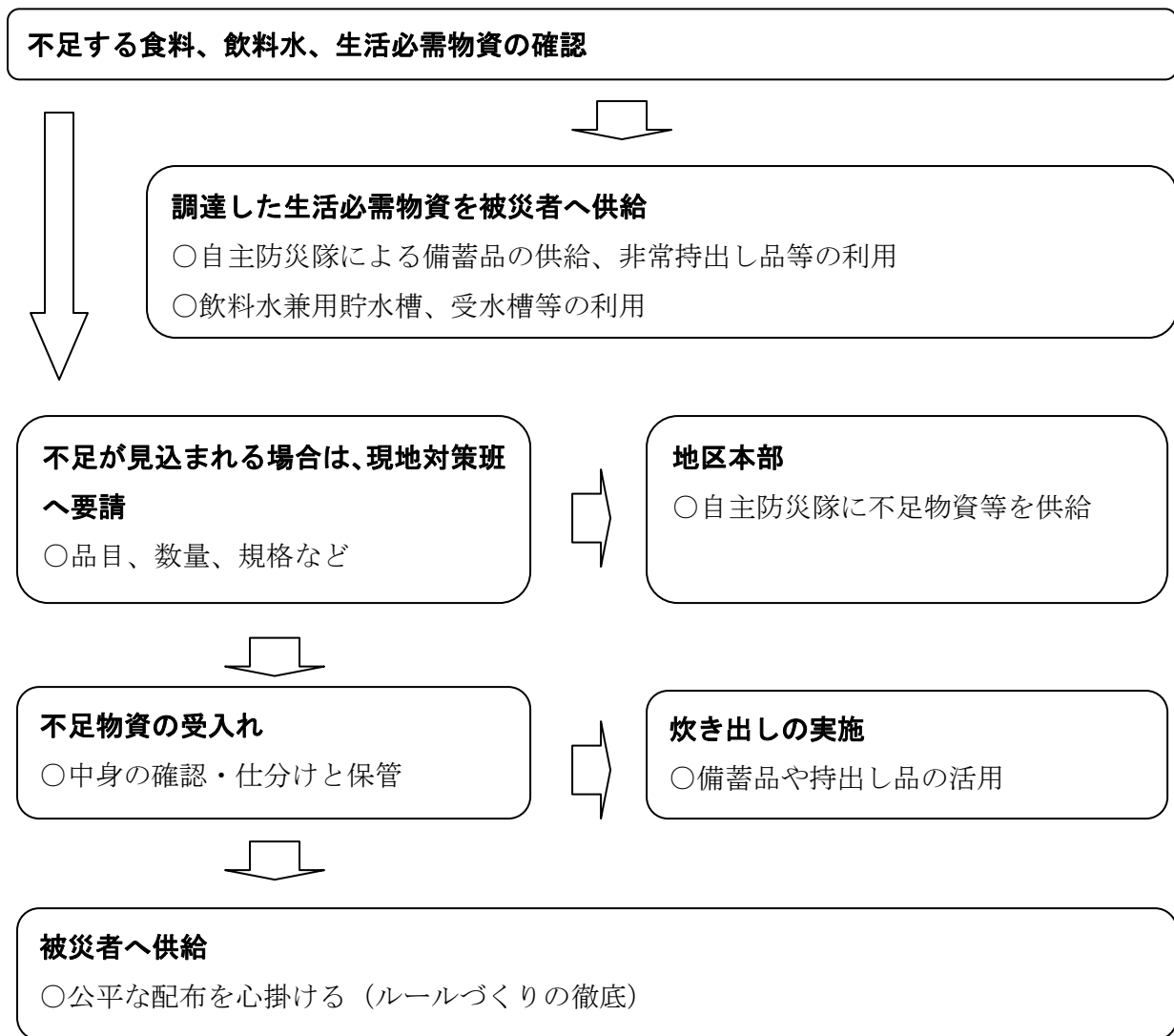
- 避難者名簿を作成（負傷者、災害時要援護者、帰宅困難者等）

避難者の班編成・居住区域を設定する

- 班編成と班員リスト、班代表者の決定
- 災害時要援護者には環境条件の良い場所を確保



(2) 給食・給水活動の流れ



8 ボランティアの活動

災害時におけるボランティア活動については、避難所運営本部、地区本部、現地対策班及び災害ボランティアセンター等と連絡調整を行い、以下の各種活動分野に対して、必要に応じて支援を要請することとする。

(1) 専門ボランティアの活動分野

- ア 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、柔道整復師等）
- イ 福祉（手話通話、介護士）
- ウ 無線（アマチュア無線技士、タクシー無線）
- エ 特殊車両操作（大型重機等操作資格者）
- オ 通訳（外国語通訳）
- カ 被災建築物の応急危険度判定（応急危険度判定士）
- キ 相談業務（弁護士、会計士、カウンセラー等）
- ク その他専門知識や技能を必要とする分野

(2) 生活支援ボランティアの活動分野

- ア 救援物資の整理、仕分け、配分
- イ 避難所の運営補助
- ウ 救護所の運営補助
- エ 清掃
- オ 災害時要援護者等の生活支援
- カ 広報資料の作成
- キ その他危険のない作業

9 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、地区内の他の防災関係組織や災害ボランティア団体、福祉事業所等と連携を図るものとする。

<p>他の自主防災隊との連携強化</p>	<p>地区連合自主防災隊による総合的な連携の他、次のような協力体制の強化に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○隣接する自主防災隊との連携（小規模な組織での合同訓練の実施等） ○他地区の連合自主防災隊との相互協力・応援体制の強化
<p>市の支援体制を活用</p>	<p>自主防災隊は、各種訓練の実施や日常活動を効果的に進めるために、防災の専門家や関係機関の指導、助言を求めるとともに、行政機関や防災関係機関との協力関係の強化に努める。</p> <p>このため、毎年、「自主防災組織変更届出書」を麻溝まちづくりセンター等に提出する。また、自主防災訓練、防災研修会、事業所消防訓練を実施する場合は、「防災訓練等実施申請書」や「消防訓練等実施申請書」を受持ちの消防署所に申請するなど、平時から防災関係機関からの支援が受けられる体制づくりを進める。</p>
<p>事業所や各団体との連携・協力体制の構築</p>	<p>平日の日中の時間帯への対応として、地域にある事業所との協力関係の構築を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平常時の連携体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災隊が実施する防災訓練への事業所の参加促進 ・事業所が実施する防災訓練への自主防災隊の参加促進 ○災害時における協力体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所で編成する自衛消防隊への応援要請 ・事業所で保有する重機・機器及び関係施設の活用 <p>また、麻溝地区防災協議会と日頃から顔の見える関係の構築及び、災害時の協力体制について情報交換を行う。</p>
<p>避難所運営を念頭においた協力体制</p>	<p>避難所の運営を円滑に行うため、平常時から、同一避難所に避難する単位自主防災隊、施設管理者及び避難所担当市職員等とそれぞれの役割、業務内容などについて理解を深める場を設けるとともに、実践的な避難所運営訓練を行うことが必要である。</p> <p>このため、単位自主防災隊の避難所運営班は、避難所運営本部の立ち上げを行うとともに、運営本部内に組織される各作業班に加わり、具体的な運営管理を行う。</p>
<p>協力を依頼する人達との取決め</p>	<p>医療関係従事者、民生委員・児童委員、建設業関係従事者、大型建設機械の操作技術者、その他の特殊技能者、アマチュア無線や手話通訳、救急救命士、応急危険度判定士等の資格取得者、ボランティア活動の希望者など、災害時に協力を依頼することが考えられる人、特に地区内に在住・在勤している人達と災害時の協力・応援に関する取り決めを行う。</p>

麻溝地区防災計画検討委員会 会則

(名称)

第1条 本委員会は麻溝地区防災計画検討委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本委員会は、麻溝地区まちづくり会議の専門部会として位置付け、地区内の防災活動の方向性等について、麻溝地区防災計画としてまとめることを目的とする。

(構成及び任期)

第3条 本委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 構成員の任期は、第1回の会議が開催された日から平成28年3月31日までとする。
- 3 構成員が退任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 本委員会に、委員長1人及び副委員長1人を置くものとし、構成員の互選により選出する。

- 2 委員長及び副委員長の任期は、構成員の任期によるものとする。
- 3 委員長は、本委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長が務めるものとする。
- 3 会議は、構成員の半数以上の出席をもって開催することとする。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に諮り、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(地域住民からの意見聴取)

第6条 麻溝地区防災計画をまとめるにあたっては、委員会が主体となって、地区住民から幅広く意見を求めることとする。

(委任)

第7条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(事務局)

第8条 相模原市危機管理局及び麻溝まちづくりセンターに置く。

附 則

この会則は、平成26年12月17日から施行する。

別表（第3条関係）

	団体等	委員数
1	麻溝地区自治会連合会会長	1人
2	麻溝地区自治会連合会副会長	2人
3	麻溝地区自治会連合会防災担当理事	1人
4	麻溝小学校避難所運営協議会会長	1人
5	夢の丘小学校避難所運営協議会会長	1人
6	麻溝地区防災専門員	2人
7	相模原市消防団南方面隊第1分団長	1人
	計	9人

検 討 経 過

会議名称	開催年月	備 考
まちづくり会議	平成26年11月	検討委員会構成員の選任等
計画検討委員会準備会	平成26年12月	計画検討委員会事前説明
第1回計画検討委員会	平成27年 2月	検討内容等
第2回計画検討委員会	平成27年 3月	検討内容等
第3回計画検討委員会	平成27年 4月	検討内容等
第4回計画検討委員会	平成27年 6月	検討内容等
第5回計画検討委員会	平成27年 7月	検討内容等
第6回計画検討委員会	平成27年 8月	検討内容等
第7回計画検討委員会	平成27年 9月	検討内容等
第8回計画検討委員会	平成27年10月	検討内容等
まちづくり会議	平成27年11月	麻溝地区防災計画の策定